

緊急事態宣言に伴う公共交通事業者の対応状況 (5/7 時点)

公共交通・高速道路等を利用した移動の抑制

- 交通事業者（鉄道・バス）に対して、緊急事態措置の実施期間における終電の繰上げ等の協力を依頼する。
- 播但連絡道路について、緊急事態措置の実施期間における土日の休日割引は適用せず、基本料金を徴収する。

1. 経緯

「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対応方針」に基づき、まん延防止のため公共交通事業者に対し、人流抑制への協力を依頼した。

2. 依頼内容

緊急事態措置の実施期間における終電繰上げ等

3. 参考(事業者の対応状況)

(1) 鉄道

事業者	期間	平日最終便繰上げ	土休日の減便
JR西日本	5/1～	—	・新快速を10本減便 (三宮発9時～16時)
阪急電鉄	4/29～	・約10分繰上げ(三宮以西)	・普通を2本減便(23、24時台)
阪神電気鉄道	4/29～	—	・急行を12本減便(11時～15時) ・普通を2本行先変更(23、24時台)
神戸電鉄	4/29～	・行先変更 (一部区間約20～30分繰上げ)	・準急を1本、普通を2本行先変更 (23、24時台)
山陽電気鉄道	4/29～	・約10～20分繰上げ	・特急を3本行先変更 ・普通を3本減便、5本行先変更 (23、24時台)
神戸市交通局 (地下鉄)	4/29～	[西神山手線] ・約30分繰上げ [海岸線] —	[西神山手線] ・22時以降のダイヤを2割程度減便 [海岸線] —
神戸新交通	4/29～	[ポートライナー] ・約20～30分繰上げ(神戸空港発除く) [六甲ライナー] ・約20～30分繰上げ	[ポートライナー] ・5本減便(23、24時台) [六甲ライナー] ・4本減便(23、24時台)
能勢電鉄	5/1～	—	・8時～23時の間、山下～妙見口駅 及び山下～日生中央間の折り返し 列車を休止

※1 JR西日本、阪急電鉄、阪神電車、神戸電鉄は、3月のダイヤ改正で終電繰上げを実施(概ね10分～30分)

※2 神戸市営地下鉄(海岸線)は、1月のダイヤ改正で土休日の減便を実施(2割程度)

(2) バス

事業者	期間	平日最終便繰上げ	土休日の減便
神戸市交通局 (バス)	4/29～	—	・主要系統の6系統を2割程度減便 ・六甲ケーブル下・摩耶ケーブル下 への急行便を運休(平日含む)
神姫バス	5/1～	・22時30分以降の便を運休	・22時30分以降の便を運休 ・2割程度減便
神姫ゾーンバス	5/1～	・22時30分以降の便を運休	—
山陽バス	5/1～	・垂水区内～三宮線の21時以降を減便	・垂水区内～三宮線の22時30分以降 発を減便

※ その他、施設の休業に伴う減便あり

最新情報については、各交通事業者のホームページをご確認ください